

建設工事における中間前金払制度の導入について

枕崎市では、平成25年4月1日以降に発注する建設工事に係る契約分から、建設工事における中間前金払制度を導入しています。

建設工事の前金払については、これまで請負代価（契約金額）の4割の範囲内で実施してきましたが、受注者の経営安定化の一環として、一定の要件を満たした場合に、これまでの前払金に加えて、中間前払金を支払うことができることとしておりますので、下記に留意してご活用ください。

| | |
|----------------------------|--|
| 対 象 工 事 | 請負代価（契約金額）が300万円以上の工事で、既に4割以内の前金払がなされている工事 |
| 中間前金払の割合 | 請負代価（契約金額）の2割以内 <small>（ただし、前払金と中間前払金の合計額は請負代価（契約金額）の6割を超えてはならないものとします。また、中間前払金と部分払とは併用はできません。）</small> |
| 支 払 い の 条 件 （ 認 定 要 件 ） | 次のいずれにも該当していること。 (1) 工期の2分の1を経過していること。 (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代価の2分の1以上の額に相当するものであること。 |

上記の要件を満たしたうえで、中間前金払を希望される場合は、中間前金払認定申請書（第1号様式）と工事履行報告書（第2号様式）を作成し、工事担当課に提出すること。工事担当課では、主に、受注者から提出された工事履行報告書を基に、調査をし、要件を満たしている場合には、中間前金払認定調書を交付いたします。その後の手続きは前金払の時と同じ手続きとなります。

問合せ先：枕崎市役所 建設課管理係（0993-72-1111〔内線231,232〕）